



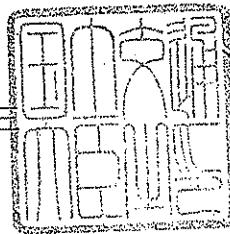
国河計調第9号
平成19年7月20日

社会资本整備審議会 会長

張 富士夫 殿

国土交通大臣

冬柴 鐵



尻別川水系に係る河川整備基本方針の策定について

標記の水系に係る河川整備基本方針を定めたいので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。



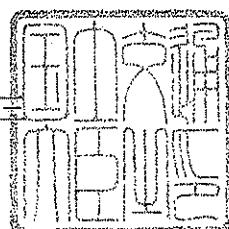
国河計調第42号
平成19年9月18日

社会资本整備審議会 会長

張 富士夫 殿

国土交通大臣

冬柴 鐵三



小瀬川水系に係る河川整備基本方針の策定について

標記の水系に係る河川整備基本方針を定めたいので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

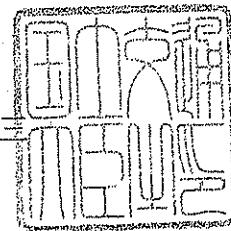
国河計調第44号
平成19年9月18日

社会资本整備審議会 会長

張 富士夫 殿

国土交通大臣

冬柴 鐵



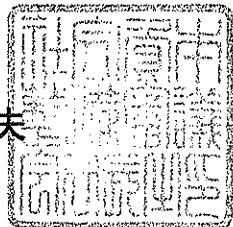
小丸川水系に係る河川整備基本方針の策定について

標記の水系に係る河川整備基本方針を定めたいので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

国社整審第11号
平成19年7月24日

河川分科会
分科会長 殿

社会资本整備審議会
会長 張 富士夫



尻別川水系に係る河川整備基本方針の策定について

平成19年7月20日付国河計調第9号により当審議会の意見を求められた「尻別川水系に係る河川整備基本方針の策定について」については、社会资本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、河川分科会に付託します。

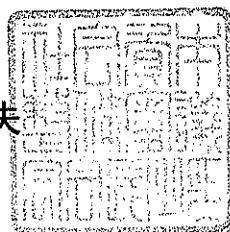


国社整審第12号
平成19年10月4日

河川分科会

分科会長 虫明 功臣 殿

社会资本整備審議会
会長 張 富士夫



小瀬川水系に係る河川整備基本方針の策定について

平成19年9月18日付国河計調第42号により当審議会の意見を求められた「小瀬川水系に係る河川整備基本方針の策定について」については、社会资本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、河川分科会に付託します。



国社整審第12号
平成19年10月4日

河川分科会

分科会長 虫明 功臣 殿

社会资本整備審議会

会長 張 富士夫



小丸川水系に係る河川整備基本方針の策定について

平成19年9月18日付国河計調第44号により当審議会の意見を求められた「小丸川水系に係る河川整備基本方針の策定について」については、社会资本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、河川分科会に付託します。